

金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集

平成 30 年 8 月 30 日
企業会計基準委員会

目次	頁
I. 本意見募集文書の公表の経緯	2
II. プロジェクトにおいて検討する範囲	3
III. その他の関連する事項	4
IV. 各分野における主要な論点	6
V. 質問項目	8
別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題	10

I. 本意見募集文書の公表の経緯

(中期運営方針の記載)

1. 当委員会は、平成 28 年 8 月に、今後 3 年間の日本基準の開発の基本的な方針及び国際的な会計基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示す中期運営方針を公表している。
2. 中期運営方針では、まず活動の基本的な方針として、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要があるとしている。
3. そのうえで、日本基準の開発に関する方針として、会計基準は金融資本市場の重要なインフラであり、投資家の意思決定に資する有用な財務情報を提供するためには、我が国の市場で用いられる会計基準が高品質であることが必要であると考えられ、また、日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報の比較可能性を高めることも必要であるとしている。
また、これまでの取組みにより、日本基準は、一定程度国際的な会計基準との間で整合性が確保されているが、国際的な会計基準においても新基準の開発や既存の基準の改正が継続的に行われており、今後も、国際的に整合性のあるものとするための取組みを継続的に行う必要があるとしている。
4. 中期運営方針では、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に 3 つの分野（金融商品の分類及び測定、金融資産の減損、ヘッジ会計）を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うとしている。

(金融商品に関する会計基準の動向)

5. 我が国の金融商品の会計基準は、企業会計審議会により、平成 11 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」が設定され、その後、平成 18 年に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）として当委員会に移管されたが、設定以来、抜本的な改正は行われていない。
また、実務に適用する場合の具体的な指針についても、平成 12 年 1 月に定められた日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」が、現在でも用いられており、抜本的な改正は行われていない。
6. 一方、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への

批判に対応するために、金融商品会計プロジェクトに取り組み、IASBは、平成21年11月から平成26年7月にかけて、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の大幅な改訂を含む国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を公表している¹。また、FASBも、平成28年1月から平成29年8月に、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の改正を行っている²。

（金融商品会計基準の改正の意義及び本意見募集文書の公表）

7. 当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えている。

しかしながら、金融商品会計について国際的に整合性を図るうえでは、約20年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定される。

したがって、当委員会は、金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「本意見募集文書」という。）を公表することとした。

II. プロジェクトにおいて検討する範囲

8. 金融商品会計の主な分野としては、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」及び「金融商品の認識の中止」がある。
9. このうち「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」につい

¹ なお、「金融商品の認識の中止」に関しては、IASBは当時の国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」で規定されていたリスク経済価値モデルを支配モデルに変更する提案を行ったが、市場関係者からの賛同が得られず、従来のモデルが維持されている。

² なお、FASBは、金融商品会計に関して、次の改正を行っている。

- (1) 「金融商品の分類及び測定」について、平成28年1月に米国会計基準会計基準更新書（以下「ASU」という。）第2016-01号「金融商品－全体（Subtopic 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」を公表した。
- (2) 「金融資産の減損」について、平成28年6月にASU第2016-13号「金融商品－信用損失（Topic 326）：金融商品に関する信用損失の測定」を公表した。
- (3) 「ヘッジ会計」について、平成29年8月にASU第2017-12号「デリバティブとヘッジ（Topic 815）：ヘッジ活動に関する会計処理の限定的改善」を公表した。

また、「金融商品の認識の中止」については、平成21年6月にFASB基準書第166号「金融資産の移転の会計処理」を公表し、いわゆる適格特別目的事業体の取扱いを削除しているが、支配の移転を基礎としたアプローチは変更されていない。

ては、IFRS と米国会計基準で内容が異なっているものの、金融機関のみならず、我が国の企業において重要な影響を与える可能性がある分野であり、いずれも国際的に整合性を図る場合にプロジェクトの検討の範囲に含めることが考えられる。

特に、「金融資産の減損」については、金融機関における貸出金の評価に関係し、IFRS と米国会計基準の双方で予想損失モデルが導入されることを踏まえると、国際的な整合性を図るうえでは、重要な分野になるものと考えられる。

10. 一方、「金融商品の認識の中止」については、特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点であり、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際に合わせて検討することが適当と考えられ、今回のプロジェクトの範囲には含めていない。
11. 今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置く場合、この3つの分野について、どのように優先順位をつけるかについても検討する必要があり、当委員会は、本意見募集を実施した後、仮に会計基準の開発に着手することとなった場合は、本意見募集文書に寄せられた意見を踏まえ、具体的なプロジェクトの計画を策定する。

III. その他の関連する事項

12. 次の点については、会計基準の開発に着手した場合に、その開発過程で検討される事項であるが、プロジェクトの進め方を検討する際には関連するため、参考までに記載する。
 - (1) 開発する会計基準の内容
 - (2) 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」との関係

（開発する会計基準の内容）

13. 我が国の会計基準は、歴史的には、IFRS と米国会計基準の双方を対象として整合性を図ってきたが、平成 19 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS を国際的に整合性を図る対象としてきている。よって、国際的に整合性を図ることを検討する場合、まず IFRS がその対象となると考えられるが、IFRS と米国会計基準が異なる点については、米国会計基準の取扱いも参考にすべきと考えられるため、本意見募集文書においては、両者の異同及び想定される適用上の課題について整理している。
14. また、これまで国際的な会計基準との整合性を図る観点から会計基準の開発を行ってきた際には、整合性を図る程度は、平成 30 年 3 月に公表した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」のように、IFRS の規定を基本的にそのまま取り入れているものから、会計基準に準拠することにより得られる財務情報が、投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異ならない程度に開発したものまで、様々である。この点につ

いては、会計基準の開発に着手した場合には、開発過程で検討されることになる。

15. さらに、当委員会において、これまでに開発してきた会計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきているが、個別財務諸表は関連諸法規等の利害調整に係ることが連結財務諸表よりも多いと考えられること、及び連結子会社等における負担が生じること等が考えられるため、この点についても、会計基準の開発に着手した場合には、開発過程で検討されることになる。

（「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」との関係）

16. 平成30年6月に、金融庁は、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下「検査・監督基本方針」という。）を公表している。現在、預金等受入金融機関及び保険会社の償却・引当は、金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）及び保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）の別表に従って行われている³が、検査・監督基本方針には、次の事項が示されている。

- (1) 「検査マニュアルは、別表も含め、廃止することとする。」
- (2) 「廃止の時期は平成30年度終了後（平成31年4月1日以降）を目途とする。」
- (3) 「今後、廃止に向け、以下のような準備を進めていく。」（一部抜粋）
 - 「資産分類と償却・引当について、現状の実務を出発点に、今後の改善の道筋としてどのようなことが考えられるか、金融機関、公認会計士、有識者等との検討を進め、結果を分野別の「考え方と進め方」にとりまとめた上で、幅広い関係者との対話を更に行う。」

また、金融庁は、全預金取扱金融機関、監査法人、財務局職員を対象に、全国で対話会を開催し、平成30年3月に、対話会の場における主な意見を取りまとめて公表している。

17. 前項の取組みは、現行の日本基準を前提とした償却・引当の考え方に関するものであると考えられる。これらの取組みが、当委員会の会計基準の開発に関連する可能性もあると思われるが、現時点では明らかではないため、本意見募集文書では、それらの影響について記載していない。この点についても、会計基準の開発に着手した場合には、開発過程で検討されることになる。

³ なお、監査人は、検査マニュアル別表の枠組みに基づく自己査定結果及び償却・引当結果を監査判断の基礎として利用している（例えば、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」においては、貸倒引当金について、検査マニュアル別表に示されている債務者区分ごとに監査上の取扱いが示されている。）。

IV. 各分野における主要な論点

18. 以下は、IFRS の規定を基礎とした場合、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」において主要な論点となると考えられる項目であり、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点である。

(1) 金融商品の分類及び測定

- 株式について OCI オプションを適用した場合、当該株式の売却時に損益が計上されず、また減損損失が計上されないこと（ノンリサイクリング処理）（別紙【項目 1】参照）⁴
- 非上場株式について、貸借対照表において公正価値測定が求められること（評価差額は、原則として損益に計上され、OCI オプションが適用可能）（別紙【項目 1】参照）
- 日本基準において認められている管理上の区分による金融資産の組込デリバティブの区分処理が認められなくなり、リスク管理方法に影響を及ぼす可能性があること（別紙【項目 1】参照）

(2) 金融資産の減損

- 日本基準のように債務者の状況に応じた債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に対応する貸倒引当金を計上するのではなく、個々の債権単位で債権の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価したうえで予想信用損失を測定し、個々の債権の信用リスクに基づく予想信用損失を測定する一方、個々の債権に対する信用リスクのデータを整備し、当該データを保存するプロセスの整備やシステムの改修等が必要となること（別紙【項目 6】参照）
- 将来予測的な情報に基づき、企業の信用リスクを適切に反映する予想信用損失を測定する一方、将来予測的な情報を反映するためのデータの整備やその反映方法の妥当性を検証するプロセスの構築等が必要となること（別紙【項目 7】参照）

(3) ヘッジ会計

- ヘッジ有効性の定量的な評価が求められず、事後的にヘッジ有効性を満たさなくなった場合でも一定の状況ではヘッジ会計が継続される一方、原則として、ヘッジ非有効部分を算定して損益に認識すること（別紙【項目 11】参照）

⁴ なお、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）では、その他の包括利益のノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行っている（別紙【項目 1】参照）。

- ヘッジ手段としてのデリバティブを時価評価しない金利スワップの特例処理や振当処理が認められなくなるため、他のデリバティブと同様に、デリバティブの貸借対照表価額が時価を表すこととなる一方、金利スワップの特例処理や振当処理を適用している取引についてヘッジ会計を行う場合には、決算プロセスの変更等が必要となること（別紙【項目 8】参照）
- 銀行業及び保険業における包括ヘッジの対象となるヘッジ取引についてヘッジ会計を適用する場合には、ヘッジ会計の要件に対応するためのプロセスの変更等が必要となる可能性があること（別紙【項目 8】参照）

V. 質問項目

19. 本意見募集文書では、次の具体的な質問項目を設けている。

質問1（回答者の属性）

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

質問2（金融商品会計基準の改正の意義（第7項））

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており⁵、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させること）について、ご意見があればお寄せください。

質問3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第8項から第11項））

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野を念頭に置いています。この3つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

質問4（その他の関連する事項（第13項から第15項））

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的に IFRS と整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があ

⁵ なお、修正国際基準では、IFRS 第9号等におけるその他の包括利益のノンリサイクリング処理については、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行っている。

るか。

質問5（識別された論点及び適用上の課題(各分野における主要な論点(第18項)を含む。)

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮に IFRS 第9号又は米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。

「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野において記載した11項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）について、他にコメントはあるか。
- (4) 11項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類（例えば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

質問6（開示）

「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」の「Ⅳ. 開示（表示及び注記事項）」では、IFRS に定められている表示及び注記事項を示しています。

表示及び注記事項は、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えていますが、現時点でご意見があればお寄せください。

質問7（その他）

その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する取組みに関して、ご意見があればお寄せください。

別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題

「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」（以下「別紙」という。）では、仮に金融商品会計に関する IFRS 又は米国会計基準の基準本文（適用指針を含む。）の内容を、我が国の連結財務諸表及び個別財務諸表に導入した場合における適用上の課題の分析を行っている。これらは、質問項目における質問 3 から質問 6 に対応するものである。別紙をお読みいただくにあたっては、次の点にご留意いただきたい。

- (1) 各項目における「予備的に識別した適用上の課題」に関する記載は、当委員会事務局による調査やこれまでの当委員会による審議において識別されたものを示したものに過ぎず、適用上の課題は、各企業の置かれた状況等により異なるものと考えられる。
- (2) 各項目における「予備的に識別した適用上の課題」において IFRS 又は米国会計基準を適用した場合の会計処理について記載している箇所があるが、これらは関連する IFRS 又は米国会計基準の解釈を示したものではない。
- (3) 各項目における「予備的に識別した適用上の課題」について、基本的には、重要性を考慮した記載としていない。実務において、個別の取引に係る会計処理を検討する場合には、各企業の置かれた状況等に基づいて、金額的及び質的重要性を考慮するものと考えられる。

目 次	項
I. 金融商品の分類及び測定に関する主な項目	20
【項目 1】 金融資産の分類	20
【項目 2】 金融負債の分類	46
【項目 3】 分類の変更	59
【項目 4】 償却原価	66
【項目 5】 その他の分類及び測定に係る項目	83
II. 金融資産の減損に関する主な項目	92
【項目 6】 予想信用損失の認識	92
【項目 7】 予想信用損失の測定	110
III. ヘッジ会計に関する主な項目	133
【項目 8】 ヘッジの種類と会計処理	133
【項目 9】 ヘッジ手段	148
【項目 10】 ヘッジ対象	157
【項目 11】 ヘッジ会計の適格要件	171
IV. 開 示（表示及び注記事項）	197

会計基準等の略称

「金融商品会計基準」	: 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」
「金融商品実務指針」	: 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」
「金融商品 Q&A」	: 日本公認会計士協会 会計制度委員会「金融商品会計に関する Q&A」
「その他の複合金融商品適用指針」	: 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」
「金融商品時価開示適用指針」	: 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
「報告第 21 号」	: 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」
「報告第 24 号」	: 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」
「報告第 25 号」	: 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 25 号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」
「報告第 26 号」	: 日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 26 号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」
「外貨基準」	: 「外貨建取引等会計処理基準」
「外貨実務指針」	: 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
「IFRS 第 7 号」	: 国際財務報告基準（IFRS）第 7 号「金融商品：開示」
「IFRS 第 9 号」	: IFRS 第 9 号「金融商品」
「IAS 第 1 号」	: 国際会計基準（IAS）第 1 号「財務諸表の表示」

- 「ASC 310」 : FASB Accounting Standards Codification
(米国財務会計基準審議会 (FASB) による会計基準のコード化体系) の Topic 310 「債権」
- 「ASC 320」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 320 「投資—負債性証券」
- 「ASC 321」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 321 「投資—持分証券」
- 「ASC 326」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 326 「金融商品—信用損失」
- 「ASC 815」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 815 「デリバティブ及びヘッジ」
- 「ASC 820」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 820 「公正価値測定」
- 「ASC 825」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 825 「金融商品」
- 「ASC 835」 : FASB Accounting Standards Codification の Topic 835 「利息」

I. 金融商品の分類及び測定に関する主な項目

【項目1】 金融資産の分類

日本基準の取扱い

(金融資産の分類及び測定－全般)

20. 日本基準では、有価証券は保有目的で区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券⁶）した貸借対照表価額や評価差額の処理が定められている（金融商品会計基準第15項から第18項）。なお、非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、時価評価しない（金融商品会計基準第19項）。
21. また、債権は取得価額又は償却原価から貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第14項）。なお、トレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて取り扱うものとする（金融商品実務指針第269項）。
22. さらに、デリバティブは原則として時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（金融商品会計基準第25項）。
23. その他、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（又は有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上するが、多様な実情を踏まえ、組合等への出資の契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択する（金融商品実務指針第132項及び第308項）。
24. 保険業においては、報告第21号により、所定の要件を満たす債券を責任準備金対応債券として、償却原価で測定することができる。

(組込デリバティブ)

25. 日本基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があること等、所定の要件を満たした場合、組込対象である金融資産とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。ただし、所定の要件を満たさない場合でも、管理上組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる

⁶ なお、その他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とするものとされ、その決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とするが、継続して適用することを条件として、期末1か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる（金融商品会計基準（注7））。

(その他の複合金融商品適用指針第3項及び第4項)。

IFRS の取扱い

(金融資産の分類及び測定－全般)

26. IFRS では、①金融資産の管理に関する企業の事業モデル（以下「事業モデル要件」という。）及び②金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性（以下「契約キャッシュ・フロー要件」という。）に基づき、有価証券、債権、デリバティブ等、すべての金融資産について、それらの分類及び測定（償却原価測定、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI 測定」という。）又は純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVPL 測定」という。））を決定する（IFRS 第9号4.1.1項）。
27. 前項①の事業モデル要件は、次の事業モデルのいずれかで金融資産が保有されていることを判定するものである（IFRS 第9号4.1.2項(a)及び4.1.2A項(a)）。
- (1) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデル
 - (2) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデル
 - (3) その他の事業モデル（売買目的等）
28. 第26項②の契約キャッシュ・フロー要件は、金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかを判定するものである（IFRS 第9号4.1.2項(b)及び4.1.2A項(b)）。
- ここで、元本とは、当該金融資産の当初認識時の公正価値である。また、利息を構成するのは、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値への対価、信用リスクへの対価、その他の基本的な融資のリスク及びコストへの対価、並びに利益マージンである（IFRS 第9号4.1.3項）。
29. 金融資産は、第27項(1)の事業モデル要件を満たし、かつ、第28項の契約キャッシュ・フロー要件を満たす場合には、償却原価測定に分類し、第27項(2)の事業モデル要件を満たし、かつ、契約キャッシュ・フロー要件を満たす場合には、FVOCI 測定に分類する。その他の場合には、FVPL 測定に分類する（IFRS 第9号4.1.2項、4.1.2A項及び4.1.4項）。

(組込デリバティブ)

30. IFRS では、主契約が金融資産の場合には、組込デリバティブの区分処理は認められない（IFRS 第9号4.3.2項）。

(公正価値オプション)

31. IFRS では、第29項の判断結果にかかわらず、会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減することとなる場合には、当初認識時に金融資産をFVPL 測定するという取り消し

できない指定を行うことができる（以下「公正価値オプション」という。）。

ここで、会計上のミスマッチとは、公正価値オプションを選択しない場合に、資産又は負債の測定あるいはそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合をいう（IFRS 第9号4.1.5項）。

(OCI オプション)

32. IFRS では、普通株式への投資等、資本性金融商品に対する投資については、第29項の判断によると FVPL 測定となるが、売買目的保有でない場合には、当初認識時に公正価値の事後の変動を OCI に表示するという取り消しできない選択を行うことができる（以下「OCI オプション」という。）。

この場合、当該投資の売却時において、累積された OCI を当期の損益に計上すること（以下「リサイクリング」という。）は認められず、また当該投資には減損の定めは適用されない（IFRS 第9号4.1.4項、5.7.1項(b)及び5.7.5項）。

米国会計基準の取扱い

(金融資産の分類及び測定－全般)

33. 米国会計基準では、有価証券のうち負債性有価証券については、保有目的で区分（売買目的有価証券、売却可能有価証券又は満期保有目的有価証券）した測定方法が定められている（ASC320-10-35-1）。普通株式等、資本性有価証券については、FVPL 測定とする（ただし、公正価値が容易に測定できない場合、取得原価から減損損失を控除し、同一発行体の類似投資の観察可能な価格変動を加減して測定することを選択できる。）（ASC321-10-35-1 から ASC321-10-35-4）。
34. また、貸付金及び営業債権は償却原価で測定する（ASC310-10-35-47）。ただし、売却目的保有の貸付金は、償却原価と公正価値の低い方で測定する（ASC310-10-35-48）。
35. さらに、デリバティブはヘッジ会計を適用する場合を除き FVPL 測定とする（ASC815-10-35-1 及び ASC815-10-35-2）。

(組込デリバティブ)

36. 米国会計基準では、組込デリバティブは、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと明確かつ密接に関連していないこと等、所定の要件を満たした場合、組込対象である金融資産とは区分し FVPL 測定とする（ASC815-15-25-1）。
37. 複合金融商品が前項に基づき組込デリバティブを区分処理することとなる場合には、当該複合金融商品全体を FVPL 測定するという取り消しできない指定を行うことができる（公正価値オプション）（ASC815-15-25-4）。

(公正価値オプション)

38. 米国会計基準では、子会社株式等を除き、金融資産について、当初認識時において、事後的に取り消しできない選択である公正価値オプションを適用して FVPL 測定とすることができる。当該公正価値オプションの適用にあたって、会計上のミスマッチ等の要件は求められていない(ASC825-10-15-4、ASC825-10-15-5、ASC825-10-25-2 及び ASC825-10-25-4)。

予備的に識別した適用上の課題

(我が国における基本的な考え方との相違)

39. IFRS では、株式等の資本性金融商品は、原則として FVPL 測定されるが、売買目的保有以外のものについては FVOCI 測定することも認められており (OCI オプション)、この場合には、OCI のリサイクリングが認められていない。「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「修正国際基準」という。)では、ノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行っている。
40. IFRS 及び米国会計基準では、ともに、非上場株式を公正価値で測定することが求められるが、修正国際基準においては、保有資産の値上がりを期待した投資に生じる価値の変動を除き、資産及び負債の価値の変動を当期純利益に含めて認識することは適切でないと考え、「削除又は修正」は行っていないものの、特に懸念が寄せられた項目としている。

(実務上の困難さ)

41. IFRS における金融資産の分類及び測定契約キャッシュ・フロー要件については、多くのガイダンス (例えば、貨幣の時間価値への対価や契約上リンクしている商品に対するガイダンス) が定められており、当該要件を検討するにあたって、金融資産の契約条件について詳細な調査が必要となる可能性があり、結果として FVPL 測定金融資産が増加する場合には、それらに対するリスク管理方法の変更 (ヘッジの方法の検討を含む。)を行う必要があると考えられる。
42. IFRS 及び米国会計基準では、非上場株式の公正価値測定が求められ、重要性のある非上場株式については、その特性に応じてマーケット・アプローチやインカム・アプローチに基づく評価技法を選択することとなる。その際、評価技法に用いるインプットとしての類似企業の指標等については識別が容易ではなく、また対象となる企業の財務数値を入手する頻度も高くないため、毎決算期において、公正価値を測定するにあたって一定の困難さがあると考えられる。
43. IFRS では、資本性金融商品の OCI オプションを適用するにあたっては、IFRS における資本性金融商品の定義 (IAS 第 32 号「金融商品：表示」で定義) を満たすかどうか

を検討する必要がある、結果として OCI オプションが適用できない場合には、FVPL 測定の金融資産が増加することとなり、それに対するリスク管理方法の変更（保有するポートフォリオの入替の検討を含む。）を行う必要があると考えられる。

44. 金融機関等において、日本基準上、組込デリバティブを管理上区分し、区分処理を行っている場合には、当該処理を前提として市場リスクを低減する取引を行っていることが考えられるが、IFRS では、当該組込デリバティブの区分処理が認められなくなり、契約キャッシュ・フロー要件により、金融資産全体が FVPL 測定となる場合には、リスク管理方法の変更（ヘッジの方法の検討を含む。）を行う必要があると考えられる。
45. 保険業における責任準備金対応債券について、IFRS では、事業モデル要件により FVOCI 測定となる可能性があり、現行の保険契約について日本基準における実務を前提とする場合、責任準備金対応債券に対当する保険負債の会計処理との関連性から、リスク管理方法の変更を検討する必要性が生じる可能性があると考えられる。

【項目 2】 金融負債の分類

日本基準の取扱い

(金融負債の分類及び測定－全般)

46. 日本基準では、金銭債務は、債務額又は償却原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第 26 項）。

また、デリバティブは原則として時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 25 項）。

(組込デリバティブ)

47. 日本基準では、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶ可能性があること等、所定の要件を満たした場合、組込対象である金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。ただし、所定の要件を満たさない場合でも、管理上組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる（その他の複合金融商品適用指針第 3 項及び第 4 項）。

IFRS の取扱い

(金融負債の分類及び測定－全般)

48. IFRS では、次のものを除き、すべての金融負債を償却原価で事後測定するものに分類する（IFRS 第 9 号 4.2.1 項）。

- (1) FVPL 測定金融負債（デリバティブを含む。）
- (2) 金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合等に生じる金融負債
- (3) 金融保証契約⁷
- (4) 所定の要件を満たすローン・コミットメント
- (5) 企業結合において取得企業が認識した条件付対価

(組込デリバティブ)

49. IFRS では、組込デリバティブは、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連していないこと等、所定の要件を満たした場合、組込対象である金融負債とは区分し FVPL 測定とする（IFRS 第 9 号 4.3.3 項）。

50. 金融負債が組込デリバティブを含み、前項に基づくと当該組込デリバティブを区分処理する可能性がある場合には、金融負債と組込デリバティブを合わせて契約全体を

⁷ IFRS 第 9 号では、「金融保証契約」とは、特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失を当該保有者に対して補償することを、契約発行者に要求する契約をいう（IFRS 第 9 号付録 A）。

FVPL 測定するという取り消しできない指定を行うことができる（公正価値オプション）（IFRS 第 9 号 4.3.5 項）。

（公正価値オプション）

51. IFRS では、前項の場合、又は次のいずれかの理由で情報の目的適合性が高まる場合には、当初認識時に金融負債を FVPL 測定するという取り消しできない指定を行うことができる（IFRS 第 9 号 4.2.2 項）。

(1) 当該指定が会計上のミスマッチを除去又は大幅に低減することとなる場合

(2) 金融負債のグループ又は金融資産と金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略又は投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が企業の経営幹部に対して社内的にそのベースで提供されている場合

この場合、公正価値オプションを適用した金融負債の公正価値の変動のうち、負債の信用リスクの変動に起因する金額は原則として OCI に表示し、それ以外の公正価値の変動は純損益に表示する。当該金融負債の認識の中止時において、累積された OCI のリサイクリングは認められない（IFRS 第 9 号 5.7.1 項(c)及び 5.7.7 項）。

米国会計基準の取扱い

（金融負債の分類及び測定－全般）

52. 米国会計基準では、原則として、金銭債務は利息法により償却原価で測定する（ASC835-30-35-2）。

また、デリバティブはヘッジ会計を適用する場合を除き FVPL 測定とする（ASC815-10-35-1 及び ASC815-10-35-2）。

（組込デリバティブ）

53. 米国会計基準では、組込デリバティブは、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと明確かつ密接に関連していないこと等、所定の要件を満たした場合、組込対象である金融負債とは区分し FVPL 測定とする（ASC815-15-25-1）。

54. 複合金融商品が前項に基づき組込デリバティブを区分処理することとなる場合には、当該複合金融商品全体を FVPL 測定するという取り消しできない指定を行うことができる（公正価値オプション）（ASC815-15-25-4）。

（公正価値オプション）

55. 米国会計基準では、要求払預金等を除き、金融負債について、当初認識時において、事後的に取り消しできない選択である公正価値オプションを適用して FVPL 測定とすることができる。当該公正価値オプションの適用にあたって、会計上のミスマッチ等の要

件は求められていない(ASC825-10-15-4、ASC825-10-15-5、ASC825-10-25-2 及び ASC825-10-25-4)。

この場合、公正価値オプションを適用した金融負債の公正価値の変動のうち、商品固有の信用リスクの変動に起因する金額は原則として OCI に表示し、それ以外の公正価値の変動は純損益に表示する。当該金融負債の認識の中止時においては、累積された OCI を純損益にリサイクリングする (ASC825-10-45-5 及び ASC825-10-45-6)。

予備的に識別した適用上の課題

(我が国における基本的な考え方との相違)

56. IFRS では、金融負債に公正価値オプションを適用する場合、金融負債の公正価値の変動のうち負債の信用リスクの変動に起因する金額から生じる OCI はリサイクリングが認められない。修正国際基準では、ノンリサイクリング処理は、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性を低下させると考え、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、「削除又は修正」を行っている。

(実務上の困難さ)

57. IFRS 及び米国会計基準における組込デリバティブの区分処理の要件については、日本基準における区分処理の要件と異なるうえ、多くのガイダンスが定められており、当該要件を検討するにあたって、金融負債の契約条件について詳細な調査が必要となる可能性があり、結果として組込デリバティブの区分処理が増加する場合には、それに対するリスク管理方法の変更（ヘッジの方法又は公正価値オプションの適用の検討を含む。）を行う必要があると考えられる。
58. 金融機関等において、日本基準上、組込デリバティブを管理上区分し、区分処理を行っている場合には、当該処理を前提として市場リスクを低減する取引を行っていることが考えられるが、IFRS 及び米国会計基準における組込デリバティブの区分処理の要件によると当該組込デリバティブの区分処理が認められなくなる場合には、リスク管理方法の変更（ヘッジの方法の検討を含む。）を検討する必要があると考えられる。

【項目 3】 分類の変更

日本基準の取扱い

59. 日本基準では、有価証券は保有目的で区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券）した貸借対照表価額や評価差額の処理が定められており、当該有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできず、その変更が認められるのは、次の場合に限られる（金融商品実務指針第 80 項）。
- (1) 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
 - (2) 金融商品実務指針により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
 - (3) 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
 - (4) 法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合
60. また、債券の取得後に、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への振替は認められない（金融商品実務指針第 82 項）。
- なお、満期保有目的の債券に分類された債券について、その一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合には、原則として、満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える。この場合、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない（金融商品実務指針第 83 項）。

IFRS の取扱い

61. IFRS では、金融資産について、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき、償却原価測定、FVOCI 測定又は FVPL 測定に分類することが定められており、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、分類変更日から将来に向かって、影響を受けるすべての金融資産を分類変更する（IFRS 第 9 号 4.4.1 項及び 5.6.1 項）。
62. 金融負債については、分類変更してはならない（IFRS 第 9 号 4.4.2 項）。

米国会計基準の取扱い

63. 米国会計基準では、有価証券のうち負債性有価証券については、保有目的で区分（売買目的有価証券、売却可能有価証券又は満期保有目的有価証券）した測定方法が定められており、報告日において、負債性有価証券の分類の適切性を再評価する（ASC320-10-35-5）。

64. また、満期保有目的有価証券の分類は非常に制限的であり、満期保有目的有価証券からの振替は稀なものとされ、また売買目的有価証券からの振替及び売買目的有価証券への振替も稀なものとされている（ASC320-10-35-6、ASC320-10-35-11 及び ASC320-10-35-12）。

なお、満期保有目的有価証券の売却又は振替があった場合には、所定の理由によるものを除き、残りのすべての満期保有目的有価証券を売却可能有価証券に振り替える（ASC320-10-35-8 及び ASC320-10-35-9）。

予備的に識別した適用上の課題

65. 実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。

【項目 4】 償却原価

日本基準の取扱い

66. 日本基準では、償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう（金融商品会計基準（注5））。
67. 償却原価法の対象となるのは、取得価額と債券金額との差額（以下「取得差額」という。）が金利の調整部分（以下「金利調整差額」という。）により生じた場合に限定される（金融商品実務指針第70項及び第74項）。
- なお、債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、当該債権についても、その取得差額について償却原価法に基づき処理されるが、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積ったうえで償却原価法を適用する（金融商品実務指針第105項）。
68. 償却原価法には、次の2つの方法があり、原則として(1)によるが、継続適用を条件として、簡便法である(2)を採用することができる（金融商品実務指針第70項及び第105項）。
- (1) 利息法：金利総額と金利調整差額の合計額を帳簿価額に対し一定率（実効利子率）となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額と金利計上額との差額を帳簿価額に加減する。
- (2) 定額法：金利調整差額を取得日又は受渡日から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。
- なお、有価証券の売却原価の算定方法は、移動平均法や先入先出法等とされているが、償却原価法として利息法を採用している場合には先入先出法による（金融商品実務指針第71項及び第76項）。
69. また、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない（金融商品会計基準（注9））。
70. 破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理するが、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる（金融商品会計基準（注10））。

IFRS の取扱い

71. IFRS では、金融資産又は金融負債の償却原価とは、金融資産又は金融負債が当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、金融資産の場合には損失評価引当金を調整した

金額をいう（IFRS 第9号付録A）。

72. また、実効金利とは、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の損失評価引当金調整前の償却原価又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率である。

実効金利を計算する際には、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行うが、予想信用損失を考慮してはならず、この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの、取引コスト及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる（IFRS 第9号付録A）。

なお、実効金利の調整として扱われる実効金利の不可分の一部である手数料として、次のものがある（IFRS 第9号B5.4.2項）。

- (1) 金融商品の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料
- (2) FVPL 測定ではないローン・コミットメントについて、企業が具体的な融資の取決めを行う可能性が高い場合に、企業が貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料
- (3) 償却原価で測定される金融負債の発行時に支払った組成手数料

73. 購入又は組成した信用減損金融資産については、金融資産の損失評価引当金調整後の償却原価に信用調整後の実効金利（金融資産の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、当該金融資産の損失評価引当金調整後の償却原価まで正確に割り引く率）を適用する。

さらに、購入又は組成した信用減損金融資産ではないが、その後に信用減損金融資産となった金融資産については、信用減損金融資産となった時点から金融資産の損失評価引当金調整後の償却原価に実効金利を適用する（IFRS 第9号第5.4.1項）。

74. 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉された又は他の方法で条件変更されたが、当該金融資産について認識の中止が生じない場合には、再交渉後又は条件変更後の契約キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引くことにより、金融資産の損失評価引当金調整前の償却原価を再計算し、条件変更による利得又は損失を純損益に認識する。当該定めは認識の中止が生じない場合の金融負債の条件変更にも適用される（IFRS 第9号第5.4.3項）。

75. 金融資産の全部又は一部を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の損失評価引当金調整前の償却原価を直接減額する（IFRS 第9号第5.4.4項）。

米国会計基準の取扱い

76. 米国会計基準では、償却原価とは、金銭債権又は投資を組成又は取得した時点の金額に、次を調整したものをいう（ASC326-10-20 Glossary）。

- (1) 未収利息
 - (2) プレミアム、ディスカウント、正味繰延手数料又はコストの償却
 - (3) 現金の回収
 - (4) 直接償却
 - (5) 為替差額
 - (6) 公正価値ヘッジによる調整
77. また、実効金利とは、金融資産に含意されている収益率であり、契約上の金利を、金融資産の組成又は取得時に存在する正味繰延手数料、プレミアム、ディスカウントについて調整したものをいう（ASC326-10-20 Glossary）。
78. 購入した信用減損金融資産（売却可能負債性有価証券を含む。）については、購入価格に取得時の信用損失引当金を加算した金額を当初の償却原価とする。また、金利収益を信用損失の認識から区分するため、実効金利に含まれる購入時のプレミアム又はディスカウントには、購入時の信用損失に起因する購入価格のディスカウントを含めない（当該信用損失に起因するディスカウントから金利収益を認識しない。）（ASC326-10-20 Glossary、ASC310-10-35-53B、ASC326-20-30-13 及び ASC326-30-30-2）。
79. 購入した信用減損金融資産に対する利息は、回収見込額についての合理的な予想に基づき認識するものであり、未収利息を計上しないことも妨げられない（ASC310-10-35-53C）。
80. 金融資産の全部又は一部の直接償却は、当該金融資産が回収不能とみなされる期間に行う（ASC326-20-35-8）。

予備的に識別した適用上の課題

81. IFRS 及び米国会計基準では、償却原価法に伴う利息の計算は、原則として、実効金利法によることとされ、日本基準と異なり定額法が容認されていないため、システムの改修等を行う必要があると考えられる。
82. IFRS 及び米国会計基準では、実効金利の計算において考慮すべき項目は金利調整差額のみではなく、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の範囲から除かれている「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」等も含まれる可能性があり、実効金利の計算について IFRS 及び米国会計基準と整合させる場合には、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」の改正を伴う可能性がある。この場合には、実効金利に含まれる可能性のある手数料及びコストを幅広く調査し、毎決算期に実効金利を構成する手数料及びコストを網羅的に収集し、個々の金融商品に紐付けるプロセスを整備したうえで、実効金利計算を行うためのシステムの改修を検討する必要があると考えられる。

【項目 5】 その他の分類及び測定に係る項目（当初認識時の測定、FVOCI 測定 の債券の為替換算差額）

日本基準の取扱い

（当初認識時の測定）

83. 日本基準では、金融資産又は金融負債の当初認識は、当該金融資産又は金融負債の時価により測定し、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合には、当該差額はその取引の実態に応じて処理する（金融商品実務指針第 29 項及び第 243 項）。

（FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額）

84. 日本基準では、その他有価証券に分類される外貨建債券について、原則として、換算差額は OCI として処理する。ただし、外国通貨による時価の変動に係る換算差額（外貨ベースでの評価差額を決算時の直物為替相場で換算した金額）を OCI とし、それ以外の差額を為替差損益として処理することができる（外貨基準 一 2(2) 及び外貨基準注解（注 10））。

IFRS の取扱い

（当初認識時の測定）

85. IFRS では、金融資産又は金融負債の当初認識時においては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に従い取引価格で測定される営業債権を除き、金融資産又は金融負債を公正価値で測定する（IFRS 第 9 号 5.1.1 項及び 5.1.3 項）。
86. ただし、当初認識時の金融資産又は金融負債の公正価値が取引価格と異なると判断する場合には、当初認識時において次のとおり処理する（IFRS 第 9 号 5.1.1A 項、B5.1.2A 項）。
- (1) 当該公正価値が同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいている場合には、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識する。
 - (2) (1) 以外の場合（当該公正価値が観察可能でないインプットを用いた評価技法に基づいている場合）には、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整する。
当初認識後、当該繰り延べた差額は、市場参加者が当該資産又は負債の価格付けを行う場合の考慮に入れるであろう要因（時間を含む。）の変化から生じている範囲でのみ、利得又は損失として認識する。

(FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額)

87. IFRS では、債券等、事業モデル要件及び契約キャッシュ・フロー要件に基づき FVOCI 測定に分類される金融資産について純損益に認識される金額は、当該金融資産が償却原価測定に分類されていたとした場合に認識されたであろう金額と同じであり、FVOCI 測定に分類される金融資産の償却原価に係る為替差額は、OCI ではなく純損益に認識する (IFRS 第 9 号 5.7.10 項、5.7.11 項、B5.7.2 項及び B5.7.2A 項)。

米国会計基準の取扱い

(当初認識時の測定)

88. 米国会計基準では、資産又は負債が当初認識時に公正価値で測定される場合であつて、取引価格が公正価値と異なる場合には、当該測定を定めている基準が別段の定めを設けていない限り、取引価格と公正価値の差額を純損益に認識する (ASC820-10-30-6)。ただし、金融資産又は金融負債について取引価格と当初認識時の公正価値の差額に対する別段の定めはない。

(FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額)

89. 米国会計基準では、外貨建売却可能負債性有価証券の公正価値の変動は、信用損失として計上される金額を除き、(為替換算差額も含め) OCI に計上する (ASC320-10-35-36)。

予備的に識別した適用上の課題

(当初認識時の測定)

90. IFRS では、観察可能でないインプットを用いた評価技法に基づき当初認識時の公正価値が測定される金融資産又は金融負債について、その当初認識時の公正価値と取引価格の差額を繰り延べることが求められ、金融商品の公正価値測定に観察可能でないインプットが用いられているかを確認し、当初認識時の公正価値と取引価格の差額を算定するプロセスを整備・運用する必要があると考えられる。また、当初認識後に繰り延べた差額を純損益に認識するプロセス (システムの改修を含む。) を追加する必要があると考えられる。

(FVOCI 測定 of 債券の為替換算差額)

91. 日本基準では、その他有価証券に分類される外貨建債券の為替換算差額は、純損益に計上することと OCI に計上することのいずれも認められているが、IFRS では、FVOCI 測定に分類される債券の為替換算差額は純損益に認識され、米国会計基準では、外貨建売却可能負債性有価証券の為替換算差額は OCI に計上される。そのため、日本基準と IFRS 又は米国会計基準で外貨建債券の為替換算差額の処理が異なる場合には、当該外貨建債券の取得に係る資金調達手段である負債の為替換算差額の処理との関連性から、リ

リスク管理方法の変更（ヘッジの方法の検討を含む。）を行う必要があると考えられる。

Ⅱ. 金融資産の減損に関する主な項目

【項目 6】 予想信用損失の認識

日本基準の取扱い

(債権)

92. 日本基準では、債権の貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分し、その区分に応じた方法により貸倒見積高を算定する（金融商品会計基準第 27 項）。
- (1) 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）
 - (2) 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）
 - (3) 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）
93. 一般事業会社においては、原則的な区分方法に代えて、債権の計上月又は弁済期限からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる（金融商品実務指針第 107 項）。
94. 金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）及び保険検査マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）の別表においては、債権については次の債務者区分に応じた分類を行い、その債務者区分（及び自己査定における分類区分）に応じた方法により貸倒引当金を計上する⁸。
- (1) 正常先に対する債権
 - (2) 要注意先に対する債権
 - (3) 破綻懸念先に対する債権
 - (4) 実質破綻先に対する債権
 - (5) 破綻先に対する債権

(有価証券)⁹

⁸ 金融商品会計基準における債権の区分と金融検査マニュアルの債務者区分との対応関係は、一般債権が正常先・要注意先に、貸倒懸念債権が破綻懸念先に、破産更生債権等が実質破綻先・破綻先におおむね相当する（金融商品実務指針第 295 項）。

⁹ なお、資本性金融商品に対する投資については、IFRS では、FVPL 測定又は OCI オプションの適用対象となるため、減損の定めは適用されず（第 32 項参照）、また米国会計基準では、原則として FVPL 測定であり、信用損失の枠組みでは当該投資に係る減損を取り扱っていないため（第 33 項参照）、【項目 6】における日本基準の有価証券に係る記載は、株式に対する減損を対象としていない。

95. 日本基準では、売買目的有価証券を除き、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品¹⁰以外の有価証券（債券）について時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する（金融商品会計基準第 20 項）。

（その他）

96. 日本基準では、債務保証については、主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生じる損失額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する（金融商品実務指針第 137 項及び監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(1)）。

IFRS の取扱い

（一般的なアプローチ）

97. IFRS では、次の項目に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識する（IFRS 第 9 号 5.5.1 項）。
- (1) 償却原価測定及び FVOCI 測定の金融資産（例えば、貸付金や売掛金等の債権や債券）
 - (2) リース債権
 - (3) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じた契約資産
 - (4) ローン・コミットメント
 - (5) 金融保証契約
98. 各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失（【項目 7】参照）の金額で測定する。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失（【項目 7】参照）の金額で測定する（IFRS 第 9 号 5.5.3 項及び 5.5.5 項）。
99. 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを判定するにあたっては、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いる。その際、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を考慮する（IFRS 第 9 号 5.5.9 項）。
100. 金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に

¹⁰ なお、時価を把握することが極めて困難と認められる社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（金融商品会計基準第 19 項(1)）。

係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる（IFRS 第9号5.5.10項）。

101. また、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある（IFRS 第9号5.5.11項）。

（その他のアプローチ）

102. IFRS では、購入又は組成した信用減損金融資産については、一般的なアプローチにかかわらず、当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額のみを損失評価引当金として認識する（IFRS 第9号5.5.13項）。
103. IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない営業債権又は契約資産については、一般的なアプローチにかかわらず、損失評価引当金を全期間の予想信用損失の金額で測定する。
- また、重要な金融要素を含む営業債権又は契約資産及びリース債権については、一般的なアプローチにかかわらず、損失評価引当金を全期間の予想信用損失の金額で測定することを選択できる（IFRS 第9号5.5.15項）。

米国会計基準の取扱い

（償却原価測定金融資産）

104. 米国会計基準では、FVPL 測定金融資産及び売却可能負債性有価証券等を除き、償却原価測定金融資産（満期保有目的負債性有価証券を含む。）について、予想信用損失に対する経営者の現在の見積りを反映する信用損失引当金（償却原価から控除される評価勘定）を計上する（ASC326-20-15-2、ASC326-20-15-3 及び ASC326-20-30-1）。
105. 保険として会計処理されないオフバランスの信用エクスポージャーについては、予想信用損失を負債として計上する（ASC326-20-15-2 及び ASC326-20-30-11）。

（売却可能負債性有価証券）

106. 米国会計基準では、売却可能負債性有価証券について、信用損失により生じた償却原価を下回る公正価値の下落について、信用損失引当金を通じて減損を計上する（ASC326-30-35-2）。
107. 信用損失の存在を判断するにあたっては、回収されると予想されるキャッシュ・フローの現在価値と償却原価を比較する。現在価値が償却原価を下回る場合には、信用損失が存在するものとして、信用損失引当金を計上する（ASC326-30-35-6）。

予備的に識別した適用上の課題

108. IFRS では、同一債務者に対する金融資産（例えば、貸付金等の債権や債券）でも、当

初認識時の信用リスクの違いから 12 か月の予想信用損失を測定する場合と全期間の予想信用損失を測定する可能性があるため、個々の金融資産の単位で当初認識時の信用リスクとの比較を行う必要があり、当初認識時の信用リスクのデータを整備し各金融資産に紐付けて保存するプロセス（システムの改修を含む。）を整備する必要があると考えられる。

109. 日本基準では、決算日現在の信用リスクを評価するが、IFRS では、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価する必要があり、マクロ経済指標や将来予測的な情報の使用方法を含む、当該評価の方法論を検討したうえで、当該評価を適時に行うことができるようなプロセスの整備を行う必要があると考えられる。

また、当該評価は、償却原価測定又は FVOCI 測定 of 債券に対しても実施する必要があるが、特に市場価格のある債券については保有者が入手できる情報が限定的となる可能性があり、当該債券の個別性も踏まえて、公正価値以外のデータを収集するプロセスを確立する必要があると考えられる。

【項目 7】 予想信用損失の測定

日本基準の取扱い

(債権)

110. 日本基準では、債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する（金融商品会計基準第 28 項）。
- (1) 一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等¹¹合理的な基準により貸倒見積高を算定する（貸倒実績率法）。
 - (2) 貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。
 - ① 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法（財務内容評価法）
 - ② 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法（キャッシュ・フロー見積法）
 - (3) 破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする（財務内容評価法）。
111. 一般債権における貸倒実績率については、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定する。貸倒損失の過去のデータから貸倒実績率を算定する期間（算定期間）は、一般には、債権の平均回収期間が妥当であるが、当該期間が 1 年を下回る場合には、1 年とする（金融商品実務指針第 110 項）。
- また、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、企業の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正する（金融商品実務指針第 111 項）。
112. 債権の貸倒見積高を算出する方法には、個々の債権ごとに見積る方法（個別引当法）と債権をまとめて過去の貸倒実績率等により見積る方法（総括引当法）が認められる（金融商品実務指針第 122 項）。
113. 金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）及び保険検査マニ

¹¹ 貸倒実績率等の「等」には、過去の貸倒実績率の補正（期末日現在に保有する債権の信用リスクが、会社の債権に影響を与える外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合）、新規業態に進出した場合の同業他社の引当率や経営上用いている合理的な貸倒見積高が含まれる（金融商品実務指針第 298 項）。

マニュアル（保険会社に係る検査マニュアル）の別表においては、債権に対する貸倒引当金は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する。

(1) 正常先に対する債権（一般貸倒引当金）

債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積るが、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。

過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込に係る必要な修正を行い、予想損失率を求める。

(2) 要注意先に対する債権（一般貸倒引当金）

貸倒実績率又は倒産確率に基づく方法を用いる場合、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積るが、要管理先に対する債権については、平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、その他要注意先に対する債権については、平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合には妥当なものと認められる。要管理先の大口債務者については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用することが望ましい。

(3) 破綻懸念先に対する債権（個別貸倒引当金）

原則として個別債務者ごとに破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積るが、通常、今後3年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められる。大口債務者については、DCF法を適用することが望ましい。

(4) 実質破綻先に対する債権（個別貸倒引当金又は直接償却）

個別債務者ごとにⅢ分類（最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産）及びⅣ分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）とされた債権額全額を予想損失額とする。

(5) 破綻先に対する債権（個別貸倒引当金又は直接償却）

(4)と同様の方法により予想損失額を見積る。

（有価証券）

114. 日本基準では、有価証券（債券）について減損を行う場合には、帳簿価額と時価との差額を当期の損失として処理する。この場合には、当該時価を翌期首の取得原価とする（金融商品会計基準第20項及び第22項）。

（その他）

115. 日本基準では、債務保証損失引当金を計上する場合には、債務保証の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償債権についての回収見積額を控除した額を計上する（金融商品実務指針第137項及び監査・保証実務委員会実務

指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(2))。

IFRS の取扱い

116. IFRS では、信用損失とは、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものをいう。予想信用損失とは、債務不履行発生リスクに基づく信用損失の加重平均をいい、次の 2 つがある (IFRS 第 9 号付録 A)。

- (1) 全期間の予想信用損失：金融商品の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失
- (2) 12 か月の予想信用損失：全期間の予想信用損失のうち、報告日後 12 か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失を表す部分

なお、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを判定するため (第 99 項参照) 及び集合的に損失評価引当金を認識するために、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる (IFRS 第 9 号 B5.5.5 項)。

117. 金融商品の予想信用損失は、次を反映する方法で見積る (IFRS 第 9 号 5.5.17 項)¹²。

- (1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (2) 貨幣の時間価値
- (3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、予想信用損失を測定する際には、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はない (IFRS 第 9 号 5.5.18 項)。

118. 予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長の期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間 (延長オプションの行使による期間を含む。) である (IFRS 第 9 号 5.5.19 項)。

119. 所定の要件を満たすローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品については、その予想信用損失を最長の契約期間ではなく企業が信用リスクに晒される期間にわたり測定する (IFRS 第 9 号 5.5.20 項)。

米国会計基準の取扱い

(償却原価測定 of 金融資産)

¹² なお、予想信用損失を見積る際の実務上の便法の例として、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクス (営業債権の期日経過日数に応じて一定の引当率を定めるもの) の使用がある (IFRS 第 9 号 B5.5.35 項)。

120. 米国会計基準では、金融資産の予想信用損失は、当該金融資産が類似のリスク特性を有する場合には、集合的に測定する（ASC326-20-30-2）。
121. DCF法を用いて予想信用損失を測定する場合には、予想キャッシュ・フローを当該金融資産の実効金利で割り引き、その現在価値と償却原価の差額について信用損失引当金を計上する。DCF法以外の方法を用いて予想信用損失を測定する場合には、信用損失引当金は償却原価を基礎とした予想信用損失の金額で計上する（ASC326-20-30-4 及び ASC326-20-30-5）。
122. 予想信用損失を見積るにあたっては、金融資産の契約期間にわたる予想信用損失を見積るが、期限前償還は考慮する。ただし、報告日において不良債権の再編が行われることが合理的に予想される場合を除き、延長、更新、条件変更の予想に基づく契約期間を超える期間についての予想信用損失は見積らない（ASC326-20-30-6）。
123. 金融資産の予想信用損失を見積るにあたっては、キャッシュ・フローの回収可能性を評価することに関連性のある利用可能な情報を考慮する。当該情報には、過去の事象、現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測に関する内部情報や外部情報が含まれる。予想信用損失を測定する際に、過大なコストや労力を掛けないと利用可能とならないすべての考え得る情報を考慮する必要はない（ASC326-20-30-7）。
124. 類似のリスク特性を有する金融資産について、過去の信用損失の実績は、通常、予想信用損失の評価の基礎となるが、現在の資産固有のリスク特性を反映するように調整して、予想信用損失の見積りに用いる。ただし、予想信用損失について合理的で裏付け可能な予測を行うことができる期間を超える期間については、過去の信用損失情報を用いる（ASC326-20-30-8 及び ASC326-20-30-9）。
125. 信用損失のリスクがほとんどないとしても、当該リスクを考慮して予想信用損失を測定する。ただし、現在の状況及び合理的で裏付け可能な予測について調整した過去の信用損失情報に基づく不払いがないと予想する場合、当該金融資産に対する予想信用損失を測定する必要はない（ASC326-20-30-10）。
126. オフバランスの信用エクスポージャーに対する予想信用損失を見積るにあたっては、発行者が無条件で解約できるものでない限り、信用リスクに晒されている契約期間にわたり予想信用損失を見積る（ASC326-20-30-11）。

（売却可能負債性有価証券）

127. 米国会計基準では、売却可能負債性有価証券に対する信用損失引当金の金額は、公正価値が償却原価を下回る金額を上限とする（ASC326-30-35-3）。
128. 売却可能負債性有価証券から回収されると予想されるキャッシュ・フローの現在価値を測定するにあたっては、当該予想キャッシュ・フローを有価証券の取得時の実効金利で割り引く（ASC326-30-35-7）。
129. 予想キャッシュ・フローの見積りにあたっては、過去の事象、現在の状況及び合理的

で裏付け可能な予測を基礎とする（ASC326-30-35-8）。

130. 売却可能負債性有価証券を売却することを決定した場合等においては、信用損失引当金を減額し、償却原価を報告日の公正価値まで減額する。この場合には、減額した金額を新しい償却原価とする（ASC326-30-35-10 及び ASC326-30-35-14）。

予備的に識別した適用上の課題

131. IFRS 及び米国会計基準では、金融資産（例えば、貸付金等の債権や債券）に対する予想信用損失の測定にあたって、合理的で裏付け可能な将来予測的な情報を使用することが明示されており、当該将来予測的な情報を反映するために、複数のモデル又はシナリオを用いる可能性があり、内部で生成したデータや仮定を利用する可能性があることから、バックテスト等、それらの妥当性を検証するプロセスを追加する必要があると考えられる。
132. IFRS 及び米国会計基準では、金融資産（例えば、貸付金等の債権や債券）について、全期間の予想信用損失を測定する必要があるが、一定程度残存期間が長い金融資産についても、当該金融資産の残存期間に対応する予想信用損失を測定するためのデータ収集のプロセスを構築することが必要となると考えられる。

Ⅲ. ヘッジ会計に関する主な項目

【項目 8】 ヘッジの種類と会計処理¹³

日本基準の取扱い

(ヘッジの種類)

133. 日本基準では、ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を経済的に反映させるための特殊な会計処理をいう（金融商品会計基準第 29 項）。

ヘッジの種類としては、ヘッジ対象の相場変動を相殺するヘッジ¹⁴（IFRS 及び米国会計基準と同様であり、以下「公正価値ヘッジ」という。）とヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定するヘッジ¹⁵（IFRS 及び米国会計基準と同様であり、以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）がある（金融商品会計基準（注 11））。また、在外子会社及び持分法適用関連会社に対する持分に係るヘッジ¹⁶（IFRS 及び米国会計基準と同様であり、以下「純投資ヘッジ」という。）も認められている（外貨基準注解（注 13）、外貨実務指針第 35 項）。

(ヘッジの会計処理)

134. 日本基準では、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジについては、次のとおり処理する。

- (1) 原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部（繰延ヘッジ損益）において繰り延べる（以下「繰延ヘッジ処理」という。）（金融商品会計基準第 32 項、金融商品実務指針第 174 項）。
- (2) ただし、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段にかかる損益とを同一の期間に認識することもできる（以下「時価ヘッジ処理」という。）。そのヘッジ対象は現時点ではその他有価証券のみ（その特定のリスク要素を含む。）であると解釈されている（金融商品会計基準第 32 項ただし書き、金融商品実務指針第 160 項及び第 185 項）。

¹³ ヘッジの種類それぞれに対する日本基準、IFRS 及び米国会計基準におけるヘッジの会計処理の概要については、【図表 1】を参照のこと。

¹⁴ 例えば、固定金利借入金に対して、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップで金利リスクをヘッジするもの（実質的に借入金が変動金利化する。）

¹⁵ 例えば、変動金利借入金に対して、変動金利受取・固定金利支払の金利スワップで金利リスクをヘッジするもの（実質的に借入金が固定金利化する。）

¹⁶ 例えば、米ドル建の子会社株式から生じる為替換算調整勘定に対して、米ドル建借入金の為替変動により為替リスクをヘッジするもの

135. 純投資ヘッジについては、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を純資産の部（為替換算調整勘定）に含めて処理する。ただし、ヘッジ手段から発生する換算差額がヘッジ対象から発生する為替換算調整勘定を上回った場合には、その超える額を当期の損益として処理する（外貨基準注解（注 13）、外貨実務指針第 35 項）。
136. また、次の例外的なヘッジ会計を認めている。
- (1) 金利リスクのヘッジに関して、ヘッジ対象とヘッジ手段である金利スワップの想定元本、利息の受払条件、契約期間等がほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等をヘッジ対象に係る利息に加減して処理することができる（以下「金利スワップの特例処理」という。）（金融商品会計基準（注 14）、金融商品実務指針第 177 項及び第 178 項）。
 - (2) 為替変動リスクのヘッジに関して、当分の間、ヘッジ会計の要件を満たす場合には、為替予約等により確定する決済時における円貨額によりヘッジ対象を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法によることができる（以下「振当処理」という。）（外貨基準注解（注 6））。
137. さらに、次の業種別のヘッジ会計を認めている¹⁷。
- (1) 銀行業においては、報告第 24 号により、金利リスクの管理について所定の要件を満たす場合には、多数の預金・貸出金等をヘッジ対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ処理）を適用することができる。
また、報告第 25 号により、為替リスクの管理について所定の要件を満たす場合には、多数の外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ処理。ただし、ヘッジ手段の変動のうち利息相当額と直物為替相場の変動は損益に認識する。）を適用することができる。
 - (2) 保険業においては、報告第 26 号により、金利リスクの管理について所定の要件を満たす場合には、固定利付負債としての性格を有する多数の保険負債をヘッジ対象とする包括ヘッジ（繰延ヘッジ処理）を適用することができる。

IFRS の取扱い

（ヘッジの種類）

138. IFRS では、ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することであり、その活動とは、純損益（又は OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資の場合には OCI）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いるものである（IFRS 第 9 号

¹⁷ なお、リース業においては、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」により、平成 12 年 4 月 1 日以後開始する最初の事業年度末までに行ったヘッジ取引契約（ただし、最長契約期間 10 年以内のものに限る。）について所定の要件を満たす場合には、負債の包括ヘッジに関する暫定的な会計処理（繰延ヘッジ処理）を採用することができる。

6.1.1 項)。

ヘッジの種類としては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資ヘッジがある (IFRS 第 9 号 6.5.2 項)。

(ヘッジの会計処理)

139. IFRS では、公正価値ヘッジについては、次のとおり処理する (IFRS 第 9 号 6.5.8 項)。

(1) ヘッジ手段に係る利得又は損失は、純損益 (又は OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資の場合には OCI) に認識する。

(2) ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益に認識する。ヘッジ対象が OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資の場合には、ヘッジ利得又は損失は OCI に認識する。

140. キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失を OCI に認識する (IFRS 第 9 号 6.5.11 項及び 6.5.13 項)。

141. また、IFRS では、貸付金等の金融商品の信用リスクを管理するためにクレジット・デリバティブを使用している際に、所定の要件を満たす場合には、当該金融商品の一部又は全部を FVPL 測定するという指定を行うことができる (IFRS 第 9 号 6.7.1 項)。

米国会計基準の取扱い

(ヘッジの種類)

142. 米国会計基準では、ヘッジ会計は、ヘッジ指定されている項目が適格である場合にのみ適用される特殊な会計処理であるとされ、その適格要件の 1 つが、ヘッジ期間において公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺させる有効性の予測に対する評価である (ASC815-10-10-1)。

ヘッジの種類としては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資ヘッジがある (ASC815-20-05-2)。

(ヘッジの会計処理)

143. 米国会計基準では、公正価値ヘッジについては、次のとおり処理する (ASC815-25-35-1)。

(1) ヘッジ手段に係る利得又は損失は、純損益に認識する。

(2) ヘッジ対象に係るヘッジ利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益に認識する。

144. キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失を OCI に認識する (ASC815-30-35-3 及び ASC815-35-35-1)。

【図表 1】 ヘッジの会計処理の概要

	日本基準	IFRS	米国会計基準
公正価値ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象：会計処理なし ヘッジ手段：価値の変動をOCIに認識(繰延ヘッジ処理) 一定の要件を満たす場合、ヘッジ非有効部分について OCI に繰延処理可能 その他有価証券については、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の時価の変動を純損益に認識することも可能(時価ヘッジ処理) 	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象：価値の変動を純損益に認識 ヘッジ手段：価値の変動を純損益に認識 ヘッジ非有効部分は、自動的に純損益に認識 	<ul style="list-style-type: none"> IFRSと同様(ヘッジ非有効部分は純損益に認識)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象：会計処理なし ヘッジ手段：価値の変動をOCIに認識(繰延ヘッジ処理) 公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ非有効部分について OCI に繰延処理可能 	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象：会計処理なし ヘッジ手段：日本基準と同様 ヘッジ手段の価値の変動が、ヘッジ対象の価値の変動を上回る場合には、その超過額をヘッジ非有効部分として純損益に認識 	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準と同様(ヘッジ非有効部分も OCI に認識)
純投資ヘッジ	<ul style="list-style-type: none"> ヘッジ対象：会計処理なし(連結財務諸表作成の過程で OCI (為替換算調整勘定)を計上) ヘッジ手段：デリバティブの場合はその 	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準と同様 ヘッジ手段の価値の変動(又は為替換算差額)が、ヘッジ対象の OCI の変動を上回る場合には、その超過額をヘッジ非有効 	<ul style="list-style-type: none"> 日本基準と同様(ヘッジ非有効部分も OCI に認識)

	日本基準	IFRS	米国会計基準
	価値の変動、外貨建 金銭債務の場合はそ の為替換算差額を、 OCI（為替換算調整勘 定）に認識 ・公正価値ヘッジと同 様に、ヘッジ非有効 部分について OCI に 繰延処理可能	部分として純損益に 認識	

予備的に識別した適用上の課題

145. IFRS 及び米国会計基準では、公正価値ヘッジを行う場合、ヘッジしているリスクに対応する相場変動について、ヘッジ対象の帳簿価額を調整することが必要となるため、ヘッジしているリスクのみに対応するヘッジ対象の相場変動を計算するプロセス（システムの改修を含む。）をヘッジ対象の時価評価とは別に追加する必要があると考えられる。
146. IFRS 及び米国会計基準では、金利スワップの特例処理や振当処理のようなヘッジ手段としてのデリバティブの時価評価しないヘッジ会計が認められないため、特に一般事業会社が金利スワップの特例処理や振当処理を適用している取引についてヘッジ会計を適用する場合には、デリバティブの時価の算定又は検証プロセスの追加（及びヘッジ非有効部分の計算）等、決算プロセスの変更が必要となる可能性があると考えられる。
147. 日本基準で認められる銀行業及び保険業における包括ヘッジの対象となるヘッジ取引について、IFRS 及び米国会計基準においても金利リスクや為替リスクに係るヘッジ会計を適用する場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けやヘッジ非有効部分の計算等、リスク管理を含むプロセスの変更やシステムの改修が必要となる可能性があると考えられる。

なお、IFRS においては、ヘッジされるリスク・ポジションに継続的又は頻繁な変更があり、動的に管理されるポートフォリオに対して、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することが困難であるため、動的リスク管理（マクロヘッジ）の会計処理について検討を行うリサーチ・プロジェクトが行われている。

【項目 9】 ヘッジ手段

日本基準の取扱い

(ヘッジ手段)

148. 日本基準では、ヘッジ手段として、一部の売建オプションを除き、デリバティブが認められており、その他、次のいずれかのみについてヘッジ会計の適用が認められる（金融商品実務指針第 165 項及び第 166 項）。

- (1) 次の外貨建取引等の為替変動リスクをヘッジする目的の外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券
 - ① 予定取引
 - ② その他有価証券
 - ③ 在外子会社等に対する持分への投資
- (2) 保有するその他有価証券の相場変動をヘッジする目的の信用取引（売付け）又は有価証券の空売り

(オプションの時間的価値等)

149. 日本基準では、ヘッジ手段として用いられるオプションの時間的価値及び先渡契約に係るプレミアム・ディスカウント（以下「時間的価値等」という。）については、次のいずれかの方法で処理することが認められる（金融商品実務指針第 171 項）。

- (1) ヘッジ手段の時価変動のうち時間的価値等の変動を除いた部分（本源的価値の変動）のみを繰延処理の対象とし、時間的価値等の変動を直ちに当期の純損益に計上する方法
- (2) 時間的価値等を含めたヘッジ手段の時価変動の全体を繰延処理の対象とする方法

いずれの方法を採用する場合においても、ヘッジの有効性判定においては時間的価値等の変動を除外して判定することができる。

IFRS の取扱い

(ヘッジ手段)

150. IFRS では、ヘッジ手段として、一部の売建オプションを除き、デリバティブが認められており、その他、次のヘッジ手段が認められている（IFRS 第 9 号 6.2.1 項及び 6.2.2 項）。

- (1) FVPL 測定デリバティブ以外の金融資産又は金融負債（ただし、公正価値オプションを適用し、負債の信用リスクの変動に起因する金額を OCI に認識する金融負債を除く。）
- (2) 為替リスクのヘッジについては、デリバティブ以外の金融資産又は金融負債（た

だし、OCI オプションを適用する資本性金融商品に対する投資を除く。)の為替リスク要素

(オプションの時間的価値等)

151. IFRS では、オプションについては、本源的価値と時間的価値を区分して、本源的価値の変動のみをヘッジ手段に指定し、ヘッジ手段の指定から時間的価値を除外することができる (IFRS 第9号6.2.4項(a))。

この場合、オプションの時間的価値の公正価値の変動をOCIに認識し、その後ヘッジ対象の種類に応じて処理する (IFRS 第9号6.5.15項)。

152. 先渡契約については、先渡要素と直物要素を区分して、直物要素の価値の変動のみをヘッジ手段に指定し、ヘッジ手段の指定から先渡要素を除外することができる。同様に、通貨ベース・スプレッドを区分してヘッジ手段の指定から除外することができる (IFRS 第9号6.2.4項(b))。

この場合、先渡契約の先渡要素又は通貨ベース・スプレッドの公正価値の変動をOCIに認識して、ヘッジ対象の種類に応じて処理することができる (純損益に認識することもできる。) (IFRS 第9号6.5.16項)。

米国会計基準の取扱い

(ヘッジ手段)

153. 米国会計基準では、ヘッジ手段として、一部の売建オプションを除き、デリバティブが認められており、その他、未認識の確定約定に対する為替リスクの公正価値ヘッジ及び純投資ヘッジについて、デリバティブ以外の金融資産又は金融負債の為替リスク要素が認められている (ASC815-20-25-45、ASC815-20-25-58 及び ASC815-20-25-66)。

(オプションの時間的価値等)

154. 米国会計基準では、ヘッジ有効性の評価にあたっては、次のとおりヘッジ手段の一部をその評価から除くことができる (ASC815-20-25-82)。

- (1) ヘッジ手段がオプションの場合、オプションの本源的価値の変動に基づきヘッジ有効性を評価し、時間的価値又はその特定の一部の変動については、ヘッジ有効性の評価から除く。
- (2) ヘッジ手段が先渡又は先物契約の場合、直物価格の変動に起因する公正価値の変動に基づきヘッジ有効性を評価し、それ以外の変動に起因する公正価値の変動について、ヘッジ有効性の評価から除く。
- (3) ヘッジ手段が通貨スワップの場合、通貨ベース・スプレッドに起因する公正価値の変動について、ヘッジ有効性の評価から除く。

155. 公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジに関して、ヘッジ有効性の評価から

除かれたヘッジ手段の一部のヘッジ開始時の価値は OCI に認識し、規則的かつ合理的な方法でヘッジ手段の期間にわたり損益に認識するが、除かれたヘッジ手段の一部の公正価値の変動を損益に認識することも選択できる（ASC815-20-25-83A 及び ASC815-20-25-83B）。

予備的に識別した適用上の課題

156. 実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。

【項目 10】 ヘッジ対象

日本基準の取扱い

157. 日本基準では、ヘッジ会計が適用されるヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性のある資産又は負債で、当該資産又は負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないもの若しくは当該資産又は負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものであり、予定取引により発生が見込まれる資産又は負債も含まれる（金融商品会計基準第 30 項）。
- ここで、予定取引とは、未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが、取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう（金融商品会計基準（注 12））。
158. ヘッジ指定は、ヘッジ対象の金額の一定割合又はヘッジ対象の保有期間の一部の期間のみを対象として行うことができる（金融商品実務指針第 150 項）。
159. ヘッジ対象が複数の資産又は負債から構成されている場合は、個々の資産又は負債が共通の相場変動等による損失の可能性に晒されており、かつ、その相場変動等に対して同様に反応することが予想されるものでなければならない（金融商品会計基準（注 11））。
160. なお、借入金等とデリバティブの組み合わせポジションは、ヘッジ対象としては適格ではない（金融商品 Q&A Q48）。

IFRS の取扱い

161. IFRS では、ヘッジ対象は、認識されている資産又は負債、未認識の確定約定、可能性が非常に高い予定取引、又は在外営業活動体に対する純投資であり、単一の項目又は複数項目グループのいずれでもよい（IFRS 第 9 号 6.3.1 項及び 6.3.3 項）。
162. 項目の全体又は項目のうち次の種類の構成要素をヘッジ対象として指定することができる（IFRS 第 9 号 6.3.7 項）。
- (1) 当該項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の変動のうち特定のリスク要素に起因する部分（特定の市場構造の状況における評価に基づいて、リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合に限られる。）
 - (2) 選択された 1 つ又は複数の契約上のキャッシュ・フロー
 - (3) 当該項目の金額の特定部分
163. 複数項目グループ（純額ポジションを構成する項目グループを含む。）をヘッジ対象に指定する場合には、当該グループが個々に適格なヘッジ対象である項目（構成要素を含む。）で構成され、グループの各項目が、リスク管理の目的上グループとして一括し

て管理される必要がある（IFRS 第9号6.6.1項）。

164. なお、ヘッジ対象として適格となり得るエクスポージャーとデリバティブの組み合わせである合計エクスポージャーは、ヘッジ対象として指定することができる（IFRS 第9号6.3.4項）。

米国会計基準の取扱い

165. 米国会計基準では、公正価値ヘッジのヘッジ対象は、認識されている資産又は負債、未認識の確定約定のすべてあるいは一部として識別されているものである。
- また、類似の資産又は負債のポートフォリオを公正価値ヘッジのヘッジ対象とする場合は、個々の資産又は負債が共通のリスクに晒されており、個々の資産又は負債のヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動がポートフォリオ全体のヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動と比例的に反応すると予想されている場合である（ASC815-20-25-12）。
166. また、公正価値ヘッジのヘッジ対象が資産又は負債の一部となる場合としては、次のものがある（ASC815-20-25-12 及び ASC815-20-25-12A）。
- (1) ヘッジ対象の一定の割合
 - (2) 選択された1つ又は複数の契約上のキャッシュ・フロー
 - (3) 期限前償還の可能性がある金融資産のポートフォリオについては、期限前償還等の影響がないと予想される特定の金額
167. キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象は、認識されている資産又は負債、発生可能性の高い予定取引である（ASC815-20-25-13）。
168. また、類似のリスクに晒されている予定取引のグループをヘッジ対象とする場合は、予定購入と予定売上は同じグループに含めない。
- なお、非金融資産の予定購入又は予定売上に対してヘッジ指定されるリスクとしては、為替相場の変動又は価格の変動すべてに起因するキャッシュ・フローの変動に係るリスクとともに、契約上明示された構成要素の変動に起因するキャッシュ・フローの変動に係るリスクが認められている（ASC815-20-25-15）。
169. 為替リスクに対するヘッジ対象は、認識されている資産又は負債（売却可能負債性有価証券を含む。）、発生可能性の高い予定取引、未認識の確定約定、純投資等である（ASC815-20-25-28）。

予備的に識別した適用上の課題

170. 実務上困難と考えられる点等は特段ないと考えられる。

【項目 11】 ヘッジ会計の適格要件

日本基準の取扱い

(ヘッジ有効性の評価)

171. 日本基準では、ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて満たされた場合である（金融商品会計基準第 31 項）。
- (1) ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること
 - ① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること
 - ② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること
 - (2) ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること
172. ヘッジ有効性は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断し、両者の変動額の比率がおおむね 80%から 125%までの範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があると認められる（金融商品実務指針第 156 項）。
173. 一般的にヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができ、前項のヘッジ有効性の判定を省略することができる（金融商品実務指針第 158 項）。

(ヘッジ非有効部分の処理)

174. 日本基準では、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理することができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の損益に計上する方針を採用することができる（金融商品実務指針第 172 項）。

(ヘッジ会計の中止)

175. 日本基準では、ヘッジ会計の要件が満たされなくなったときには、ヘッジ会計の要件が満たされていた間のヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、ヘッジ対象に係る損益

が認識されるまで引き続き繰り延べる。ただし、ヘッジ会計の終了時点で重要な損失が生じるおそれがあるときは、当該損失部分を見積り、当期の損失として処理する（金融商品会計基準第 33 項）。

176. ヘッジ会計は、ヘッジ対象が消滅したとき又はヘッジ対象である予定取引が実行されないことが明らかになったときに終了し、繰り延べられているヘッジ手段に係る損益又は評価差額は当期の損益として処理する（金融商品会計基準第 34 項）。

IFRS の取扱い

（ヘッジ有効性の評価）

177. IFRS では、ヘッジ会計は、次の要件をすべて満たす場合にのみ適格となる（IFRS 第 9 号 6.4.1 項）。

- (1) ヘッジ関係が、適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみで構成されていること
- (2) ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジの実行に関する企業のリスク管理目的及びリスク管理戦略¹⁸の公式な指定と文書化があること
その文書化においては、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを企業が判定する方法（ヘッジ非有効部分の発生原因の分析及びヘッジ比率の決定方法を含む。）を特定する必要がある。
- (3) ヘッジ関係が、次のヘッジ有効性の要求のすべてを満たしていること
 - ① ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
 - ② 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
 - ③ ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

（ヘッジ非有効部分の処理）

178. IFRS では、公正価値ヘッジについて、ヘッジ非有効部分は純損益に認識する。ただし、ヘッジ対象が OCI オプションを適用した資本性金融商品である場合は、OCI に認識する（IFRS 第 9 号 6.5.8 項(a)）。

179. キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジについて、ヘッジ開始時からのヘッジ

¹⁸ IFRS 第 9 号において、「リスク管理目的」とは、指定した特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするためにどのように使用するのかに関するものであり、特定のヘッジ関係のレベルで適用されるものをいい、「リスク管理戦略」とは、通常、企業が晒されているリスクを特定し、企業がそれにどのように対応するかを示すものであり、企業がリスクをどのように管理するかを決定する最高レベルで設定されるものをいう（IFRS 第 9 号 B6.5.24 項）。

手段に係る利得又は損失の累計額が、ヘッジ開始時からのヘッジ対象の公正価値の変動累計額（ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローの変動累計額の現在価値）を絶対額で上回る場合には、当該超過額をヘッジ非有効部分として純損益に認識する（IFRS 第9号6.5.11項）。

（ヘッジ会計の中止）

180. IFRS では、ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求（第177項(3)③参照）に合致しなくなったものの、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、ヘッジ非有効部分を認識したうえで、適格要件を再度満たすようにヘッジ比率を調整する（以下「バランス再調整」という。）（IFRS 第9号6.5.5項）。
181. ヘッジ関係のバランス再調整を行った後でも、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合（例えば、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となった根拠であるリスク管理目的に合致しなくなった場合、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的關係が存在しなくなった場合、又は信用リスクの影響が当該経済的關係から生じる価値変動に著しく優越することとなった場合等）には、将来に向かってヘッジ会計を中止する。
- これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使となった場合が含まれるが、ヘッジ手段の入替え又はロールオーバーは、所定の条件を満たすときには、ヘッジ手段の消滅又は終了ではない（IFRS 第9号6.5.6項及びB6.5.26項）。
182. 公正価値ヘッジを中止する場合、ヘッジ対象が償却原価で測定する金融商品であるときには、ヘッジ対象の帳簿価額を調整した金額を償却する（IFRS 第9号6.5.10項）。
183. キャッシュ・フロー・ヘッジを中止する場合、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれるときには、ヘッジ手段から生じた OCI に累積された金額を将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き繰り延べる。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれないときには、当該累積金額を純損益に振り替える（IFRS 第9号6.5.12項）。

米国会計基準の取扱い

（ヘッジ有効性の評価）

184. 米国会計基準では、ヘッジ会計の適格要件として、ヘッジ開始時における公式な文書化を求めており、その文書化には、ヘッジ関係並びに企業のリスク管理目的及び戦略が必要であり、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、ヘッジ有効性の評価方法等の識別が含まれる（ASC815-20-25-3）。
185. また、ヘッジ会計の適格要件として、ヘッジ開始時及びその後継続的に、ヘッジ関係に高い有効性がある（公正価値ヘッジについては、公正価値の変動が相殺され、キャッシュ・フロー・ヘッジについては、キャッシュ・フローが相殺される。）ことが予想さ

れる必要がある（ASC815-20-25-75）。

186. ヘッジ有効性は、次の2種類の方法により評価する（ASC815-20-25-79）。

(1) 将来の予想に対する評価（将来予測的なもの）

ショートカット法や重要条件一致法等が適用される場合を除き、ヘッジ関係が将来の期間にわたって高い有効性があるとの企業の期待について、ヘッジ開始時に定量的な方法による評価を実施する。その後も継続的に、財務諸表作成時点において、定量的又は定性的な方法による評価を実施する。

(2) 過去に遡っての評価

財務諸表作成時点において、企業がヘッジ開始時に選択した定量的又は定性的な方法による評価を実施する。ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を比較するにあたっては、累計額による方法と期間ごとの金額による方法が認められる。

187. ヘッジ有効性の評価に関して、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致している場合には、ヘッジされているリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動がヘッジ開始時及びその後継続的に完全に相殺されると結論付けることができる（重要条件一致法）。この場合、ヘッジ開始時における定量的な方法によるヘッジ有効性の評価は求められず、継続的な評価も重要な条件が引き続き一致しているかどうかについての簡便的な評価となる（ASC815-20-25-84、ASC815-20-25-85 及び ASC815-20-35-9）。

188. また、所定の要件を満たす金利スワップによるヘッジについては、金利リスクに係るヘッジ関係について完璧なヘッジ有効性を想定することができる（ショートカット法）。この場合、継続的な評価において、公正価値又はキャッシュ・フローの変動の相殺について高い有効性があると結論付けることができる（ASC815-20-25-102、ASC815-20-25-103 及び ASC815-20-25-104）。

（ヘッジ非有効部分の処理）

189. 米国会計基準では、公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失は純損益に認識する（ASC815-25-35-1）ため、ヘッジ非有効部分は純損益に認識される。

190. キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得又は損失を OCI に認識する（ASC815-30-35-3 及び ASC815-35-35-1）ため、ヘッジ非有効部分は OCI に認識される。

（ヘッジ会計の中止）

191. 米国会計基準では、次の場合には、ヘッジ会計を将来に向かって中止する（ASC815-25-40-1 及び ASC815-30-40-1）。

(1) ヘッジ会計の要件が満たされなくなった場合（ヘッジ有効性の評価により、ヘッ

ジ有効性が高いと予想されなくなった場合等)

(2) ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使された場合

(3) 企業が公正価値ヘッジの指定を解除した場合

192. ヘッジ有効性の要件が満たされなくなる事象又は状況の変化があり、公正価値ヘッジを中止する場合には、当該事象又は状況の変化の前までにヘッジ対象の帳簿価額を調整した金額を純損益に認識する (ASC815-25-40-4)。

193. キャッシュ・フロー・ヘッジを中止する場合、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれるときには、ヘッジ手段から生じた OCI に累積された金額を将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き繰り延べる。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれないときには、当該累積金額を純損益に振り替える (ASC815-30-40-2、ASC815-30-40-4 及び ASC815-30-40-5)。

予備的に識別した適用上の課題

194. IFRS 及び米国会計基準では、公正価値ヘッジにおいて、純損益に認識するヘッジ非有効部分を計算する必要がある、【項目 8】のように公正価値ヘッジの会計処理への対応として、ヘッジしているリスクのみに対応するヘッジ対象の相場変動を計算するプロセス (システムの改修を含む。) を追加する必要があると考えられる。

195. IFRS では、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジにおいて、純損益に認識するヘッジ非有効部分を計算する必要がある、その金額を計算するプロセス (システムの改修を含む。) を追加する必要があると考えられる。

196. IFRS では、バランス再調整として、ヘッジ有効性を満たさない場合であっても、リスク管理目的が変わらないときには、ヘッジ比率を調整し、ヘッジ非有効部分を認識したうえで、ヘッジを継続することが必要となるため、適時にヘッジ取引の指定を修正しヘッジ比率を調整するためのリスク管理のプロセスを設ける必要があると考えられる。

IV. 開 示（表示及び注記事項）

概 要

197. 日本基準では、金融商品の開示として、主に金融商品時価開示適用指針に定められる注記事項があるが、IFRS 及び米国会計基準では、金融商品の分類及び測定、金融資産の減損、ヘッジ会計に関連して詳細な表示及び注記事項が定められている。
198. 以下において、IFRS における金融商品の分類及び測定、金融資産の減損、ヘッジ会計に関連した主な表示及び注記事項を示している。それぞれの主な表示及び注記事項については、【図表 2】 から【図表 4】 を参照のこと。

【図表 2】 金融商品の分類及び測定に関する主な表示及び注記事項

項 目	内 容
貸借対照表における表示又は注記 (IFRS 第 7 号第 8 項)	次の項目を貸借対照表に表示又は注記する。 <ul style="list-style-type: none"> • FVPL 測定 of 金融資産 (公正価値オプションが適用されたものとそれ以外のものを区分する。) • FVPL 測定 of 金融負債 (公正価値オプションが適用されたものとそれ以外のものを区分する。) • 償却原価測定 of 金融資産 • 償却原価測定 of 金融負債 • FVOCI 測定 of 金融資産 (OCI オプションが適用されたものとそれ以外のものを区分する。)
公正価値オプションに係る注記 (IFRS 第 7 号第 9 項及び第 10 項)	公正価値オプションが適用される金融資産又は金融負債については、所定の定量的及び定性的項目を注記する (公正価値オプションが適用された金融負債について、OCI に表示されている金額のうち当期中に負債の認識を中止したことにより実現した金額の注記も含まれる。)
OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資に係る注記 (IFRS 第 7 号第 11A 項及び第 11B 項)	OCI オプションが適用される資本性金融商品に対する投資については、次の事項を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> • OCI オプションを適用した投資 • OCI オプションを適用した理由 • 期末日における投資のそれぞれの公正価値 • 当期中に認識した配当 • 当期中の資本の中での利得又は損失累計額の振替額及びその振替理由 • 当期に認識の中止を行った投資については、当該投資を処分した理

項 目	内 容
	由、認識の中止日現在の当該投資の公正価値、処分に係る利得又は損失の累計額
金融資産の分類変更に係る注記 (IFRS 第7号第12B項から第12D項)	金融資産について分類変更した場合には、所定の定量的及び定性的項目を注記する。
包括利益計算書における表示 (IAS 第1号第82項)	<p>金融商品固有の項目として、次の項目を包括利益計算書に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実効金利法を用いて計算した金利収益 • 償却原価測定金融資産の認識の中止により生じた利得又は損失 • 金融費用 • 減損損失（減損損失の戻入れ又は減損利得を含む。） • 金融資産を償却原価測定から FVPL 測定に分類変更した場合の従前の償却原価と分類変更日時点の公正価値との差額である利得又は損失 • 金融資産を FVOCI 測定から FVPL 測定に分類変更した場合の過去に OCI に認識した利得又は損失の累計額のうち純損益に振り替えたもの
包括利益計算書における表示又は注記 (IFRS 第7号第20項)	<p>次の項目に係る正味利得又は損失（純損益又は OCI）を包括利益計算書に表示又は注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • FVPL 測定金融資産又は金融負債（公正価値オプションが適用されたもの（純損益と OCI を区分する。）とそうでないものを区分する。） • 償却原価測定金融負債 • 償却原価測定金融資産 • OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資 • FVOCI 測定金融資産（当期中に OCI に認識した金額と認識の中止時に OCI 累計額から純損益に振り替えた金額を区分する。） <p>また、FVPL 測定以外の金融資産又は金融負債に係る金利収益総額及び金利費用総額を包括利益計算書に表示又は注記する。</p>
償却原価測定金融資産の認識の中止に係る注記 (IFRS 第7号第20A項)	償却原価測定金融資産の認識の中止により生じた利得と損失を区分して注記し、認識の中止を行った理由を示す。
当初認識時の公正	金融資産又は金融負債の当初認識時の公正価値が取引価格と異なる

項目	内容
価値と取引価格との差額を繰り延べる場合の注記 (IFRS 第7号第28項)	ると判断し、当該公正価値が観察可能でないインプットを用いた評価技法に基づいているため、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した場合には、次の事項を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> • 当該差額を純損益に認識する際の会計方針 • 期首及び期末において純損益に認識されていない当該差額の総額及び当該差額残高の変動 • 取引価格が公正価値の最善の証拠でないとして企業が判断した理由

【図表3】 金融資産の減損に関する主な表示及び注記事項

項目	内容
FVOCI 測定の金融資産に対する損失評価引当金の表示及び注記 (IFRS 第9号5.5.2項及びIFRS 第7号第16A項)	FVOCI 測定の金融資産に対する損失評価引当金は、金融資産の帳簿価額の減額ではなく、OCI に認識する。OCI に認識した損失評価引当金は注記する。
予想信用損失の認識及び測定に関連する信用リスク管理に係る注記 (IFRS 第7号第35F項)	予想信用損失の認識及び測定に関連する次の信用リスク管理に係る事項を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> • 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したのかどうかについての判定方法 • 債務不履行の定義 • 予想信用損失をグルーピングに基づき測定した場合、そのグルーピングの方法 • 信用減損金融資産の判定方法 • 直接償却の方針
予想信用損失の認識及び測定に関連するインプット、仮定及び見積技法に係る注記 (IFRS 第7号第35G項)	予想信用損失の認識及び測定に関連する次のようなインプット、仮定及び見積技法を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> • インプット及び仮定の基礎並びに次のために使用する見積技法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 12か月及び全期間の予想信用損失の測定 ➢ 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかの判定 ➢ 金融資産が信用減損金融資産であるかどうかの判定 • 将来予測的な情報を予想信用損失の測定に織り込んだ方法（マクロ経済情報の使用を含む。）

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> 報告期間中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び当該変更の理由
損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表 (IFRS 第7号第35H項)	金融商品のクラス別に、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表を、次の当期中の変動を区分して注記する。 <ul style="list-style-type: none"> 12か月の予想信用損失で測定した損失評価引当金 次について、全期間の予想信用損失で測定した損失評価引当金 <ul style="list-style-type: none"> 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したが、信用減損金融資産ではない金融商品 報告日時点で信用減損している(ただし購入又は組成した信用減損金融資産ではない)金融資産 常に全期間の予想信用損失を測定する営業債権、契約資産又はリース債権 購入又は組成した信用減損金融資産
損失評価引当金の変動に影響を及ぼした損失評価引当金控除前帳簿価額の著しい変動に係る注記 (IFRS 第7号第35I項)	金融商品のクラス別に、損失評価引当金の変動に影響を及ぼした金融商品の損失評価引当金控除前帳簿価額の著しい変動の定量的及び定性的情報を注記する。

【図表4】 ヘッジ会計に関する主な表示及び注記事項

項目	内容
リスク管理戦略に係る注記 (IFRS 第7号第22A項から第22C項)	リスク区分ごとに、次のようなリスク管理戦略を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ手段 ヘッジ有効性の評価の観点からのヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係 ヘッジ比率の設定方法及びヘッジ非有効部分の発生原因 特定のリスク要素をヘッジ対象として指定する場合、リスク要素の決定方法及び当該リスク要素のヘッジ対象全体との関連性
将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する影響に係る注記	将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する影響に関する情報として、リスク区分ごとに、次の項目を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> ヘッジ手段の名目金額の時期の概要、ヘッジ手段の平均価格又は平均レート

項目	内容
(IFRS 第7号第23A項、第23B項、第23D項から第23F項)	<ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ期間中に影響を与えると予想されるヘッジ非有効部分の発生原因。また他の発生原因によりヘッジ非有効部分が生じた場合には、発生原因及びそのヘッジ非有効部分 • キャッシュ・フロー・ヘッジについて、前期にヘッジ会計を適用したが、当期に発生が見込まれなくなった予定取引
ヘッジ手段に係る注記 (IFRS 第7号第24A項)	<p>ヘッジ手段に関して、ヘッジの各種類におけるリスク区分ごとに、次の項目を表形式で注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ手段の帳簿価額（資産と負債を区別する。） • ヘッジ手段の貸借対照表上の表示科目 • ヘッジ非有効部分の計算に用いるヘッジ手段の公正価値の変動額 • ヘッジ手段の名目金額
ヘッジ対象に係る注記 (IFRS 第7号第24B項)	<p>ヘッジ対象に関して、公正価値ヘッジにおけるリスク区分ごとに、次の項目を表形式で注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ対象の帳簿価額（資産と負債を区別する。） • ヘッジ対象に係る公正価値ヘッジ調整の累計額（資産と負債を区別する。） • ヘッジ対象の貸借対照表上の表示科目 • ヘッジ非有効部分の計算に用いるヘッジ対象の価値の変動額 • 中止したヘッジに係る公正価値ヘッジ調整の累計額 <p>また、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジにおけるリスク区分ごとに、次の項目を表形式で注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ非有効部分の計算に用いるヘッジ対象の価値の変動額 • 継続しているヘッジに係る OCI 累計額 • 中止したヘッジに係る OCI 累計額
ヘッジ非有効部分に係る注記 (IFRS 第7号第24C項)	<p>ヘッジ非有効部分等に関して、公正価値ヘッジにおけるリスク区分ごとに、次の項目を表形式で注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ非有効部分の金額 • ヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の表示科目 <p>ヘッジ非有効部分等に関して、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資ヘッジにおけるリスク区分ごとに、次の項目を表形式で注記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ヘッジ有効部分の金額 • ヘッジ非有効部分の金額 • ヘッジ非有効部分の包括利益計算書上の表示科目 • OCI 累計額から純損益に振り替えた金額

項 目	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> OCI 累計額から純損益に振り替えた金額の包括利益計算書上の表示科目
ヘッジ手段の一部を区分して会計処理している場合の注記 (IFRS 第7号第24E項)	オプションの時間的価値、先渡契約の先渡要素及び通貨ベース・スプレッドを区分して会計処理している場合、OCI に認識した金額について取引に関連したヘッジ対象に対するものと期間に関連したヘッジ対象に対するものを区別して注記する。
信用エクスポージャーを FVPL 測定する指定を行った場合の注記 (IFRS 第7号第24G項)	信用エクスポージャーを FVPL 測定する指定を行った場合については、所定の定量的項目を注記する。

以 上